



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農林漁業者等の皆さま向け特例措置のご案内

日本政策金融公庫 農林水産事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の皆さまが事業継続のために必要とする資金に特例措置を設けております。

特例措置の内容

※下記資金の特例を適用するための要件のほか、各資金をご利用いただくための要件(裏面)があります。

1 金利負担軽減

次の資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により、融資当初5年間(林業者は10年間)実質無利子となります。

対象者	対象資金
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 経営体育成強化資金
林業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金(利子助成は、融資額3億円が上限となります。)
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金(利子助成は、融資額3千万円が上限となります。)

2 融資限度額引上げ・償還期限延長

次の資金について、融資限度額が引上げ、償還期限が延長となります。

対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
農林漁業セーフティネット資金	<p>① 融資限度額引き上げ 一般 : 1,200万円 [600万円] 特認※ : 年間経費等の12分の12 [同12分の6] ※「特認」とは、簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合</p> <p>② 償還期限延長 償還期限:15年以内 [10年以内]</p>

3 実質無担保・無保証人

次の資金について、実質無担保・無保証人※となります。

※担保は融資対象物件、保証人は同一経営の範囲内に限ります。

対象者	対象資金
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 経営体育成強化資金
林業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金

【お問い合わせ】

日本政策金融公庫 高知支店 農林水産事業
TEL:088-825-1091

以下のコードもご利用ください



(令和2年6月)

—新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまにご利用いただける資金—

農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	主業農林漁業者(注)等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある方
資金の使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
利率	実質無利子(融資当初5年間(林業者は融資当初10年間))
融資期間	15年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	(一般)1,200万円、(特認※)年間経営費等の12分の12 ※簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

ご利用いただける方	認定農業者(農業経営改善計画の認定を受けた方)であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。)ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
融資限度額	【個人】3億円(特認6億円) 【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円]) ※ 法人の特認のご利用に際して、民間金融機関からの資金調達等の要件があります。

経営体育成強化資金

ご利用いただける方	主業農業者(注)等であって新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。)○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	負担額の80%かつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内

(注)主業農林漁業者とは

個人：農(林漁)業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る粗収益が200万円以上の方

法人：農(林漁)業に係る売上が総売上の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る売上が1,000万円以上の方

【農林水産事業】「農林漁業セーフティネット資金」の相談時にご提出いただく書類

国民生活事業にお申込みされる方は[こちら](#)、中小企業事業にお申込みされる方は[こちら](#)、をご覧ください。

農林漁業者 (共通)	最近2期分の税務申告書・決算書の写し (勘定科目明細書を含みます。) (注1)	-
	公庫以外で資金をお借入されている場合、その返済予定がわかる書類 (注2)	-
	税務署発行の最近1期分の納税証明書 (注3) 又は領収証書	-
	経営安定計画 (農業者 (個人・法人)、林業者 (個人・法人)、漁業者 (個人・法人))	記載例
	(法人の場合) 定款・法人の登記事項証明書 (注4)	
農業者	(飲食店や製造業等の行政庁の許認可を必要とする事業を営む場合) 許認可証の写し	
	(無利子化措置 (注5) の適用を希望する場合) 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表	記載例
漁業者	(無利子化措置 (注5) の適用を希望する場合) 社会的・経済的環境変化による影響に係る確認書	記載例

(注1) 現在農林事業資金をご利用されており、すでに税務申告書・決算書の写しをご送付いただいている方は提出不要です。

(注2) 他金融機関発行の償還年次表や、残高証明書など。

(注3) 申告所得税 (法人の場合は法人税) 及び消費税についての証明書 (その3、その3の2又はその3の3)。

現在農林事業資金をご利用されている方は、提出不要です。

なお、納税証明書はe-Taxで交付請求を行い、書面の納税証明書を税務署窓口又は郵送で受け取ることができます。詳しくは[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

(注4) 法人の登記事項証明書はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

(注5) 融資当初5年間の無利子化措置。なお、漁業者については無利子化措置の対象となる融資額に上限があり、1千万円までが対象となります。これを超える融資額については、有利子となります。

※上記については、**一般的な必要書類です。必要に応じて追加資料をご提出いただくことがあります。**

※上記書類が全て整わなくてもご相談いただけますので、お早めに日本公庫農林水産事業までご相談ください。

【農林水産事業】「農林漁業セーフティネット資金」のお申込手続き

1 ご相談

- ・相談時にご提出いただく書類をご準備の上、[日本公庫の各支店農林水産事業に書類を郵送でご提出ください](#)。
- ・その後、公庫支店からご連絡し、資金の使いみちや事業の状況などについて、お話を伺います。

※全ての書類が整わなくてもご相談いただけます。

2 お申込

- ・**ご融資の決定に向け必要な書類※を郵送でご提出**いただけます。

※公庫の融資方針が決まった後、主に次の書類をご提出いただけます。

[借入申込書](#)（[記載例](#)）

利子助成に係る委任状（[農業者（非転貸・転貸）（記載例）](#)）（[漁業者（非転貸・転貸）（記載例）](#)）等をご提出いただけます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりまると、ご契約手続きを郵送又は面談により実施させていただきます。
- ・ご契約手続きを終えたのち、お客さまに送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

記載例

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

1 資金必要額

資金必要額	6,000 千円
-------	-----------------

2 労働力の現況

家族労働力	年間150日以上に従事者	2 名	雇用労働力	常時従事の雇用者	2 名
	年間150日未満の従事者	名		パート・アルバイト	名

3 生産の状況

ア 生産の現況			イ 林産物生産量		
保有山林面積		ha	素材生産量		4,600 m ³
うち人工林面積		ha	樹苗生産量		本
樹種構成	スギ		薪炭材生産量		kg
	ヒノキ		特用林産物生産量		kg
	その他 ()				

4 林家経済の内容

(単位：千円)

【収支の状況】			【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (令和元年)	直近 (令和2年)		
林業粗収益 ①	50,000	30,000	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 経営の維持・安定に向けて計画又は実践中の取り組みをご記入ください。 </div> (記載内容) ※売上回復や経費削減のための具体的な取り組み及び森林保険の加入状況について記載する。 (例) ・小径・低品質材の燃料チップ製造業者向け販売量を増加させる。 ・従業員に対して林業機械の操縦について指導し、技術の向上により生産量/日の増加を図る。 ・効率的な作業体系を構築し、生産コストの削減を図る。	
その他収入 ②	0	0		
計(収入) ③=①+②	50,000	30,000		
林業支出 ④	43,000	29,000		
うち減価償却費	5,000	5,000		
その他支出 ⑤	500	500		
租税公課諸負担 ⑥	1,000	1,000		
家計費(家族3名) ⑦	3,500	3,500		
計(支出) ⑧=④~⑦	48,000	34,000		
収支 ⑨=③-⑧	2,000	△4,000		

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得(損失)計算明細書を

新型コロナウイルス・大規模災害等の影響を受けていない最新の決算(収支状況)をご記入ください。例えば、令和元年に大規模災害等の影響を受けた場合、平成30年以前の通常年を記載してください。

新型コロナウイルス・大規模災害等の影響を受けた若しくは受ける見込みの決算(年間換算の収支状況)をご記入ください。

5 既往借入金の状況

(単位：千円)

区分	資金名	借入年月	当初借入額	借入残高	年償還額	利率	償還期限	
日本政策 金融公庫 資金		年 月				%	年 月	
		年 月				%	年 月	
		年 月				%	年 月	
その他 制度資金	既往負債（リース債務を含む。）の償還予定表を添付し、記載を省略して差し支えありません。							年 月
その他 借入金		年 月				%	年 月	
		年 月				%	年 月	
		年 月				%	年 月	
		年 月				%	年 月	
合 計								

6 資金の必要性の説明

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

- 災害 法令に基づく行政処分、行政指導 年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少
最近3か月の粗収益（売上高）の減少 所得率の悪化 純利益額の減少
売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等
林産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）
生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定） 新型コロナウイルス感染症
所得が2期連続の赤字 所得が2期合計で赤字 債務償還可能年数が20年以上
金融機関との取引状況の悪化 林産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ 具体的な資金必要額の説明

新型コロナウイルス感染症の影響による素材の需要減少のため、販売数量が●m³から●m³へ減少。需要減は今後も継続するものと考えられ、年間減収額は20,000千円を見込む。生産コストの削減に向け、効率的な作業体系の構築等に取り組むが、減収額と経費削減額の差額6,000千円について、経営継続のための費用を借り入れる必要がある。

(記載内容)

資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入して下さい。



農林漁業施設資金

[主務大臣指定施設資金]

林業者の素材生産施設、林産物処理加工施設等の前向き投資を応援する資金です。

ご利用いただける方

- 林業を営む者（育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む方に限ります）
※林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械や施設については、次の方に限ります。
（１）林産物処理加工又は林産物流通販売を行う林業主業者
（２）林業を営み、次のいずれかに該当する林産物の処理加工又は流通販売事業を行う方
 - 自己所有森林が所在する森林団地から生産される林産物を主原料とする場合
 - 自らが生産する特用林産物を主原料とする場合
 - 「山村地域」において、山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として事業を行う場合
- 森林組合、森林組合連合会及び農業協同組合（１に掲げる者に転貸する場合に限ります）

資金の使いみち

次の施設や機械などの造成・取得・改良又は復旧にご利用いただけます。

素材、樹苗、特用林産物の生産、造林

ハーベスタ等高性能林業機械、樹苗運搬車、きのこや木炭等の製造施設など、林産物の生産や造林に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の処理加工

製材施設、合板製造施設、チップ製造施設、CLT製造施設など、林産物の処理加工に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の流通・販売

丸太選木機、木材やきのこ等の集出荷貯蔵施設など、林産物の流通または販売に必要な機械や施設にご利用いただけます。

森林レクリエーション施設、林業生産環境施設

林間キャンプ場、バンガロー等宿泊施設、林業従事者の休養施設等などの森林レクリエーション施設や林業生産環境施設にご利用いただけます。

※特別振興事業（最新技術や経営方式の導入など、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業）を行う方は、上記の施設に関連する費用についてもご利用いただけます。
※災害により被害を受けた上記の施設の復旧についてもご利用いただけます。

ご融資条件

融 資 期 間： 15年以内（うち据置期間3年以内）

金 利： 一般 . % （ 年 月 日現在）

21世紀型先進林業地総合整備等 . %

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人： ご相談の上、決めさせていただきます。

ご融資条件

融資限度額

■ 補助事業

負担額の80%

■ 非補助事業

負担額の80%又は下表のいずれか低い額

施設名	貸付限度額	
①素材生産施設	5,000万円	
②特用林産物の生産施設	個人	2,000万円
	法人	5,000万円
③林産物処理加工施設	3億円	
④林産物流通販売施設	1億5,000万円	
⑤森林レクリエーション施設（法人）	1億円	
⑥その他施設	300万円	
⑦複合経営施設	個人	1,000万円
	法人	3,000万円
⑧災害復旧（1施設当たり）	一般	300万円
	特認	600万円

※林業経営改善計画の認定、21世紀型先進林業地総合整備資金制度等、一定の条件を満たした方については、金利や貸付限度額等に関する特例があります。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問合せください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら

